

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川裕嗣

路線名		供用開始の区間	供用開始の期日
加藤平沼線		<p>吉川市栄町一五四一番二地先から 同市栄町一五三七番一地先まで</p>	<p>令和七年十二月二十三日</p>
			<p>令和七年十二月二十三日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示十七号で告示した道路予定区域の供用開始である延長三三・一〇メートル。</p>